

東京後楽ロータリークラブ週報

The Rotary Club of Tokyo Koraku Weekly Report



ロータリーは
世界をつなぐ

「3Cで、新たな時代を創ろう」
~Chance・Challenge・Change~
「ロータリーは世界をつなぐ」

2019年~2020年度 会長
中村 才博

2019年~2020年度 国際ロータリー会長
マーク・ダニエル・マローニー

ロータリー財団月間

2019年10月29日・11月5日合併号 (No.929・930)

第930回 例会

「ロータリー財団月間に因んで」

中谷内 美香 ロータリー財団委員長

前々回例会

第928回例会

卓話「ベトナムの現状について」

NPO AVENUE 名誉会長・プランナー
上野 富男 氏

出席状況

第928回例会

出席 33名 欠席 11名

ビジター 2名 ゲスト 1名

竹中勇一郎氏(東京)

平井和成氏(東京板橋)

富樫重雄氏(元会長・クラブゲスト)

出席率:78.57% 前例会修正後:83.33%

ニコニコBOX

富樫重雄氏:中村会長、頑張ってください!

久しぶりに皆様に会えて良かったです。

榎戸会員:先日は父の葬儀に際し、ご会葬、御花等のご厚情を賜わり、故人も喜んでいてと思います。

多くの皆様、有難うございました。

ミリオンマイルズ:2,535円 本年度合計:513,052円

前回例会

第929回例会

「東京小石川・東京後楽RC 合同夜間例会」
ホテル椿山荘東京

出席状況

第929回例会

出席 18 欠席 26名

出席率:65.85% 前例会修正後:86.49%

例会案内

11月12日 北分区IMに振替休会

11月13日(水) 北分区IM・合同例会

会場 ホテルメトロポリタンエドモント

合同例会 16:00 開会点鐘

・記念講演 講師 作家 江上 剛 氏

懇親会 18:45 ~ 20:00

CLUB NEWS

- ◆ 10月25日(金) ホテル椿山荘東京のカメリアに於いて「東京小石川・東京後楽RC 合同夜間例会」が開催され、SDGs 社会への取組みをテーマにパネルディスカッションが行われました。その後の食事会では、新入会員の紹介も行われ、親睦を深める楽しいひと時を過ごしました。
- ◆ 石毛会員は、この度ロータリー財団に10万円のポリオ寄付を致しました。
- ◆ 世界ポリオデーの2019年10月24日、WHOは3型の野生型ポリオウイルスが世界で根絶されたことを発表しました。
これは、天然痘と2型の野生型ポリオウイルスの根絶に続く人類の歴史的偉業であり、ポリオ常在国やハイリスク国でのワクチン投与活動、そして日本を含む他の国々での募金活動に尽力する方々のおかげです。詳細は以下のリンクからご確認ください。
<https://on.rotary.org/2BEHXsn> (ガバナー事務所)
- ◆ 11月5日(火)ホテルニューオータニで開催される「米山カウンセラーセミナー・奨学生セミナー・三者懇談会」に、正田会員とアオ・チュンミン君が出席致します。

MEMBER'S NEWS

- ◇ 11月お誕生日おめでとうございます!
正田 光孝会員(日) 鄭子揚会員(日)
稲木 きよ子会員(日)
正田会員奥様(日) 高橋会員奥様(日)
- ◇ 新入会員をご紹介致します。
新聞祐一郎会員(2019年11月5日) 入会
東啓綜合法律事務所 パートナー弁護士
職業分類: 民事弁護士(法律)
推薦者: 志熊昌宏会員・石毛良治会員

TEL: 03-5940-3355 FAX: 03-3947-4010 E-Mail: koraku@mint.ocn.ne.jp

例会 毎週火曜日12時30分 / 東京ドームホテル 電話: 03-5805-2111

事務局 〒112-0014 文京区関口2-10-8 藤田観光(株)別館内

会長 中村才博 / 幹事 本多信行 / 会報委員長 木津久徳

URL <http://www.korakurotary.com>

第925回 例会「外国人雇用問題の現状と課題」

社会保険労務士・行政書士 早川 仁一 氏

出身は宮城県古川で、3.11の震災では新幹線の中で被災し、17時間トンネルで閉じ込められた経験をしました。震災に際しロータリー様にはいろいろと後援頂き感謝申し上げます。昨今、人手不足です。外国人雇用で取り締まりが厳しくなっております。実際どんな問題があるか、デメリットを最近の事例でお話をさせていただきます。資料の目次に1～4番まであり、その下にトラブル事例という「豚骨ラーメン一蘭」事件、それから「築地玉子焼き専門店」事件です。その他に「串カツだるま」と書類送検されています。一般的に知らされていません。現場担当者、社長まで入管法違反や雇用対策法違反で書類送検されている。外国人労働者の内訳を理解してください。



- ①身分に基づき在留する者、定住者(主に日系人)、「永住者」、「日本人の配偶者等」これらの在留資格は在留中の活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受ける活動ができる。50万人いて在留者以外は在留資格の更新が必要。
- ②就労目的で在留が認められる者、「専門的・技術的分野」一部の在留資格については、上陸許可の基準を「我が国の産業及び国民生活に与える影響その他の事情」を考案して定めることとされている。
- ③特定活動(外国人看護師・介護福祉士候補者、ワーキングホリデー、外国人建設就労者、外国人造船就労者等)「特定活動」の在留資格で我が国に在留する外国人は、ここの許可の内容により報酬を受ける活動の可否が決定。
- ④就労を目的とした新たな在留資格「特定技能」4月から
- ⑤技能実習、技術移転を通じた開発途上国への国際協力が目的。30万人いる。
- ⑥資格外活動(留学生のアルバイト) 30万人いる。(1週28時間以内での就労)
28時間の縛りがあるので、A店で28時間、B店で28時間と掛け持ちで働くことが多い。又3月で卒業の場合留学生の資格がなくなるので、4月にアルバイトを続けてしまうと不法就労になるので注意です。

「一蘭」事件は、平成29年です。ベトナムの留学生を8年間雇用していた。留学生は出席日数が不足し除籍になってました。留学生の資格がありませんから、これを知らずに使用していた事になる事件です。採用するときには在留カードを確認しても退学したり、除籍したりした瞬間に留学生の資格が無くなります。これ確認できますか無理でしょう。一蘭事件はそれでやられました。大阪南警察がやってきて本人たちは強制送還、会社は不法就労でしたがこれは免れました。外国人使用状況届書というのを出す必要があったのですが出していなかったのが、雇用対策法30万円の罰金が来たという事です。ここで労災が起きると労働基準監督署が労災鑑定で入って来て、入管も来て警視庁も来るという怖い状況になっています。在留資格に関する事は行政書士の仕事です。雇用契約書、労務管理、残業時間管理は社労士の世界になってくる。昔みたいに行政書士・社労士だけでなくトータル的なアドバイザーがないと知らない間に入管法違反で社長も部長も書類送検されます。外国人労働者は増えていきます。その時の雇用契約の縛り方や、誓約書、こういう事をやったら即時解雇だとかそれがないと労働基準法が保護され解雇乱用法に引っ掛かりアウトです。入り口できちんとやること、それから年に一回は原本を確認すること、残留カードの原本、コピーはダメです。トップが意識して見ておかないとダメです。又一つの法律だけでは耐えられなくなっています。したがってセカンドオピニオンではありませんが弁護士の先生にご相談するとかして頂きたいと思います。